

別添

規 則 等 の 名 称	島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則
根 拠 法 令	徳島県漁港管理条例（昭和４３年徳島県条例第２５号）
趣 旨	現在、椿泊漁港に荷さばき所を整備しており、完成後は、その設置目的を効果的に達成させるため、その管理を指定管理者に行わせる必要がある。 そのため、徳島県漁港管理条例の一部を改正する条例（令和７年条例第２５号）により徳島県漁港管理条例を改正し、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２の規定に基づき指定管理者制度に係る条文を追加することとした。 これに伴い、徳島県漁港管理条例施行規則（平成１３年徳島県規則第１６号）について、所要の整備を行うものである。
概 要	徳島県漁港管理条例施行規則に次の条文を追加する。 ・利用許可の申請（第７条） ・利用許可の変更等（第８条） ・遵守事項（第９条） ・申請書唐の様式（様式第１３号から様式第１９号まで）
施 行 日	令和８年５月１日
県民意見等を募集しなかった理由	条例の規定に基づき、条例の規定の適用や必要な様式を定める規則である。
そ の 他 参 考 事 項	